

石川県公報

令和7年4月15日
第13799号(火曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示			
○県道の区域の変更	(道路整備課)	1	○土地改良区の定款変更認可公告 (同) 3
○県道の供用の開始	(同)	1	○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (同) 3
公告			
○土地改良区の役員退任公告	(農業基盤課)	1	○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課) 4
○土地改良区の役員就任公告	(同)	2	

告示

石川県告示第126号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和7年4月15日から同月30日まで縦覧に供する。

令和7年4月15日

石川県知事 馳 浩

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
折戸飯田線	珠洲市東山中町ホ部14番1地先から 珠洲市東山中町ホ部10番甲地先まで	旧	5.50～6.29	42.3	珠洲土木事務所 維持管理課
	珠洲市東山中町ホ部14番1地先から 珠洲市東山中町ホ部10番甲地先まで	新	6.29～26.31	42.3	

石川県告示第127号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和7年4月15日から同月30日まで縦覧に供する。

令和7年4月15日

石川県知事 馳 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
折戸飯田線	珠洲市東山中町ホ部14番1地先から 珠洲市東山中町ホ部10番甲地先まで	令和7年4月15日	珠洲土木事務所 維持管理課

公告

土地改良区の役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

令和7年4月15日

石川県知事 馳 浩

松任土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	西濱 昭一	白山市八田町1160番地	令和7年3月31日
〃	木村 修	白山市五歩市町21番地	〃
〃	米林 功	白山市相川新町35番地	〃
〃	林 俊明	白山市荒屋柏野町6番地	〃
〃	川崎 雅博	白山市村井町1736番地	〃
〃	森田 敏光	白山市源兵鳥町57番地	〃
〃	北村 利夫	白山市吉田町68番地	〃
監事	村波 郁雄	白山市木津町23番地	〃
〃	藤川 正美	白山市松本町44番地	〃
〃	木戸 正裕	白山市相木三丁目16番地6	〃

邑知潟土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	山本 泰夫	羽咋市釜屋町ノ16番地1	令和7年3月31日
〃	原 潔	羽咋市本江町む27番地2	〃
〃	岡部 伸一	羽咋市宇土野町ト1番地	〃
〃	櫻井 英一	羽咋市深江町ト24番地	〃
〃	三宅 廣之	羽咋市鹿島路町へ13番地	〃
〃	土島 伸一	鹿島郡中能登町金丸又む部38番地	〃
〃	勝井 慎一	羽咋市柳田町ヒ26番地	〃
〃	渡 長之	羽咋市旭町コ134番地1	〃
〃	荒木 孝平	羽咋市尾長町ト24番地	〃
〃	杉野 眞裕美	羽咋市飯山町ホ76番地	〃
〃	木村 忠雄	羽咋市志々見町い40番地	〃
〃	中村 康徳	羽咋市下曾祢町カ83番地	〃
〃	伊藤 幸雄	羽咋市柴垣町十八字106番地	〃
〃	西 明彦	羽咋市新保町ヤ9番地	〃
〃	上井 信昭	羽咋郡宝達志水町散田6番地	〃
監事	中野 専一	羽咋市千路町に59番地1	〃
〃	勝田 永彦	羽咋市四町い34番地	〃
〃	長濱 充成	羽咋市一ノ宮町ヨ90番地1	〃
〃	吉田 孝章	羽咋郡宝達志水町菅原フ45番地	〃

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

令和7年4月15日

石川県知事 馳 浩

松任土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	西濱 昭一	白山市八田町1160番地	令和7年4月1日
〃	木村 修	白山市五歩市町21番地	〃
〃	蒔田 三嗣	白山市剣崎町94番地	〃

〃	伊藤吉憲	白山市北安田町1115番地	〃
〃	厚地純夫	白山市下柏野町46番地2	〃
〃	大岸修一	白山市徳光町28番地	〃
〃	窪田秀一	白山市松本町116番地	〃
〃	開優子	白山市若宮二丁目77番地	〃
監事	川崎雅博	白山市村井町1736番地	〃
〃	横西祐司	白山市宮保町1298番地	〃
〃	北芳徳	白山市向島町28番地	〃

邑知潟土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	山本泰夫	羽咋市釜屋町ノ16番地1	令和7年4月1日
〃	原 潔	羽咋市本江町む27番地2	〃
〃	渡 長之	羽咋市旭町コ134番地1	〃
〃	上井信昭	羽咋郡宝達志水町畹田6番地	〃
〃	徳島伸精	羽咋市吉崎町イ11番地	〃
〃	藤岡俊輔	羽咋市円井町151番地	〃
〃	荒木孝平	羽咋市尾長町ト24番地	〃
〃	勝田永彦	羽咋市四町い34番地	〃
〃	大窪哲夫	羽咋市福水町66番地	〃
〃	藤田典知	羽咋市四柳町よ8番地	〃
〃	三宅廣之	羽咋市鹿島路町へ13番地	〃
〃	梶田幸雄	羽咋市寺家町チ28番地	〃
〃	森 正志	羽咋市新保町ヤ35番地	〃
〃	杉野眞裕美	羽咋市飯山町ホ76番地	〃
〃	中村智子	羽咋市下曾祢町イ1番地1	〃
監事	長瀬清隆	羽咋市千路町に2番地	〃
〃	土島伸一	鹿島郡中能登町金丸又む部38番地	〃
〃	田上正吉	羽咋郡宝達志水町二口144番地	〃

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。
令和7年4月15日

石川県知事 馳 浩

土地改良区の名称	認可年月日
手取川七ヶ用水土地改良区	令和7年4月3日

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を令和7年4月16日から同年5月19日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年4月15日

石川県知事 馳 浩

事業名	地区名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業 (面的集積型)	三谷地区	県営土地改良事業 計画書の写し	金沢市農林水産局 農業基盤整備課

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、七尾市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和7年4月15日

石川県知事 馳 浩

都市計画の種類	縦覧場所
七尾都市計画用途地域	石川県土木部都市計画課及び七尾市建設部都市建築課